

令和3年度 第2回柳井市都市計画審議会

議事録

令和4年2月14日（月） 14時30分～16時40分
柳井市役所3階大会議室

令和3年度 第2回柳井市都市計画審議会

- 1 開催日時 令和4年2月14日（月） 14時30分～16時40分
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員 有近委員、目山委員、楨本委員、下村渉委員、岩田委員、君国委員、下村太郎委員、坂ノ井委員、三島委員、田中委員(代理出席)、城一委員、長嶺委員、中原委員、福田委員
- 4 欠席委員 村上委員
- 5 傍聴者 傍聴定員5名のうち傍聴者3名
- 6 議 題 議案第1号 柳井都市計画道路の変更について（県決定）
議案第2号 柳井都市計画道路の変更について（柳井市決定）
議案第3号 柳井市立地適正化計画について
報告事項 柳井広域都市圏（柳井市・田布施町・平生町）広域立地適正化に関する基本方針について
- 7 議事の要旨 次頁以降のとおり

柳井市都市計画審議会【議事録】

(建設部長)

お待たせいたしました。

本日は大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は建設部長の重村です。よろしくお願いいたします。

それでは定刻になりましたので、ただ今から、柳井市都市計画審議会を開催いたします。
はじめに、柳井市長がご挨拶申し上げます。

(柳井市長)

改めまして、こんにちは。

本日は大変お忙しいところ、またコロナ禍ということで山口県は20日までがまん延防止措置の適用ですが、そろそろ21日以降どうなるかということも、いま県の方で議論いただいているということではありますけども、なかなか感染が収まらない状況には変わりがない訳でありまして、そうした中にもかかわらず、柳井市都市計画審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、下村会長様はじめ委員の皆さまには、平素から、市政各般にわたりご理解とご協力をいただいておりますことにも改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今日の議題でございますが、大きく2つございます。1つは「柳井都市計画道路の変更」ということ、また、もう1つは「柳井市立地適正化計画」についてでございます。この2つとも、今後のまちづくり、市政において、大変大きな意味を持つものでありまして、今日もさまざまな見地からご意見をいただきたいと思います。都市計画道路の方は、前回、8月の審議会でその方針を一度ご説明させていただいておりますけれど、本日は具体的に3路線について、見直し、変更を行っていくことについてお諮りするものでございます。

もう一方の立地適正化計画につきましては、かねてから柳井市都市再生推進協議会で長きにわたり、ご議論をいただいております。今日はその協議の状況と、また今後の見通しについて計画がまとまりましたことから、ご審議いただくということです。先ほども申し上げましたけれど、この2つの計画、2つとも今後の都市計画において大きな意味を持つものです。後ほど、事務局から詳しくはご説明させていただきますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、今日、お手元にやまぐちフラワーランドのチラシも配付させていただいております。今日、中央に飾っていますのは、ビオラとプリムラの寄せ植えということで、ビオラは寒い季節の定番の植物ということになります。

フラワーランドの方も寒い中とはいえ、コロナ禍で、むしろ屋外ということでもありますの

で、より多くの方々にお越しいただけるようにさまざまな努力もしておりますので、折角の機会でもありますので、みなさまに周知・宣伝をさせていただく意味で、チラシを配付させていただきました。以上、長々と申し上げましたが、本日もどうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(建設部長)

それでは、まず初めに、本日の配付資料の確認をいたしたいと存じます。

お手元に冊子を6種類お配りしております。

1つ目は、表に議事次第、その裏に席次表、委員名簿、本審議会の条例・規則をホチキス留めたものでございます。

次に、議事資料が5種類ございまして、それぞれ資料の右肩に議事資料①から議事資料⑤と付しております。ご確認をお願い致します。

なお、本日の会議に先立ちまして、議案書及び第3号議案関係の資料につきましては、事前に送付させていただいております。お忘れの方はお申し出いただければご用意しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆さまのご紹介ですが、変更もございましたので、おひとりずつ、名簿順にご紹介させていただきます。

まず、最初に山口県議会議員の有近委員でございます。

続きまして、徳山工業高等専門学校准教授の目山委員でございます。

続きまして、柳井市農業委員の槇本委員でございます。

続きまして、前柳井商工会議所専務理事で、本審議会会長の下村渉委員でございます。

続きまして、柳井市議会議員の岩田委員でございます。

続きまして、柳井市議会議員の君国委員でございます。

続きまして、柳井市議会議員の坂ノ井委員でございます。

続きまして、柳井市議会議員の下村委員でございます。

続きまして、柳井市議会議員の三島委員でございます。

続きまして柳井警察署長の田中委員でございますが、本日は代理として、三木交通課長にお越しいただいております。

続きまして、柳井土木建築事務所長の城一委員でございます。

続きまして、柳井農林水産事務所長の長嶺委員でございます。

続きまして、柳井市母子保健推進協議会の中原委員でございます。

続きまして、柳井商工会議所女性会の福田委員でございます。

なお、1号委員で山口大学非常勤講師の村上委員でございますが、本日は都合によりご欠席

でございます。

柳井市都市計画審議会委員は、以上の１５名で構成されております。

委員の皆さま方には本年３月３１日まで、２年間の任期で、都市計画審議会委員をお願いしているところでございます。

続きまして、定足数につきましてご報告いたします。

柳井市都市計画審議会条例第５条第３項の規定により、本審議会の開催に委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、１５名中、１４名の出席をいただいております、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは議事に移りますが、本日の審議会では審議議案が３件、報告案件１件につきまして事務局よりご説明させていただきたいと存じます。審議議案につきましては、前回８月の審議会で説明しました、柳井都市計画道路の見直しや柳井市立地適正化計画の策定状況とも関連したものでございます。

議案書につきましては、あらかじめ送付差し上げておりましたが、その際に議案に対する質疑につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、会議時間短縮のため事前に受け付ける旨をお伝えしておりましたが、事前の質疑はありませんでしたのでご報告いたします。

また、議事の合間には、感染症対策と休憩とを兼ねました、５分程度の換気タイムを設けることとしております。なお、ご発言の際はお手元のマイクを使用してのご発言をお願いいたします。

それでは会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

(下村会長)

本審議会会長の下村でございます。

本日はみなさま、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の議事が円滑に進行しますようにご協力をお願いいたします。着席して、議事進行に努めてまいります。

最初に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。２号委員から三島委員さん、３号委員から長嶺委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事の審議に入りたいと存じます。先ほど事務局から説明がありましたように、本日は諮問案件が３件、報告案件が１件でございます。

「柳井都市計画道路の変更」について、それぞれ県決定に関する案件が1件、市決定に関する案件が1件でございます。それと、「柳井市立地適正化計画」についてが1件と、報告案件として「柳井都市広域圏での立地適正化に関する基本方針」についてです。

まず初めに、柳井都市計画道路の変更に係る議案2件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

(都市計画・建築課長)

都市計画・建築課の磯部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座して説明いたします。

本日の議案は、「柳井都市計画道路の変更について」、山口県決定の1路線と柳井市決定の2路線、2つの案件、「柳井市立地適正化計画について」、1つの案件、計3つの案件でございます。

加えて、「柳井都市広域圏での立地適正化に関する基本方針」の報告が1件ございます。

議案第1号及び議案第2号の「都市計画道路の変更」については、関連性を有する路線であることから、一括してご説明いたします。

前方のスクリーン、または議事資料①をご覧ください。

議案第1号の柳井都市計画道路「裾の割線」は、いわゆる「国道188号柳井・平生バイパス」と呼ばれる区間を含む路線で、スクリーン上、緑色で着色しております。

議案第2号の柳井都市計画道路「土穂石線」と「向地線」は柳井市役所より西側に位置する路線で、スクリーン上、赤色で着色してあります。

最初に都市計画道路裾の割線の変更からご説明いたします。

裾の割線は柳井市南町四丁目から柳井市伊保庄字西田布路木に至る延長約1,210メートルの幹線道路で、当初計画は、昭和49年に始まり、令和2年に最新の道路構造令等の技術基準の改訂に基づき、道路計画を見直すため、都市計画変更を行っています。

このたびは、当路線に接続する道路の変更などに伴い交差点部分の変更を行うものです。

詳細な変更箇所につきましては、4ページをご覧ください。

変更箇所①につきましては、都市計画道路「向地線」の廃止に伴い交差点部分の変更を行うものです。

この廃止については、議案第2号で詳細な説明をしますが、昨年8月に開催した当審議会でご報告いたしました「柳井市都市計画道路見直し方針」に基づき廃止を行うものです。

次に、変更箇所②につきましては、裾の割線から周東総合病院前、一般国道１８８号から柳井商工高等学校へのアクセス道路である、市道田布路木１号線の道路計画の変更に伴い交差点部分の変更を行うものです。

まず、向地線との交差点部分における変更内容について、ご説明いたします。

緑の線が現在の都市計画道路の決定範囲を示したもので、赤色の線が変更する箇所を示したものです。

黄色の線は変更前を示しております。

左側は現在の都市計画道路の決定範囲を示したもので、これは向地線が接続する交差点形状となっております。

一方、右側は向地線が廃止された場合の都市計画道路の決定範囲を示しております。

向地線が廃止されることで、交差点部分が変更となることから、裾の割線の都市計画道路の範囲を変更する必要があります。

続いて、市道田布路木１号線との交差点部分における変更内容について、ご説明いたします。

裾の割線から周東総合病院、一般国道１８８号から柳井商工高等学校へのアクセス性に優れていると考えられる、市道田布路木１号線において、安全で円滑な交通の確保のため、本市において、拡幅や歩道の整備などを実施していく予定としております。

左側は現在の都市計画道路の決定範囲を示したもので、現状の市道田布路木１号線が接続する交差点形状となっております。

一方、右側は市道田布路木１号線の道路計画が変更された場合の都市計画道路の決定範囲を示しております。

市道田布路木１号線の道路計画の変更に伴い、交差点部分が変更となることから、裾の割線の都市計画道路の範囲を変更する必要があります。

続きまして、都市計画決定事項の主な変更内容について、新旧対照表を用いて、ご説明いたします。

当路線に接続する幹線街路である向地線が廃止され交差点がなくなることから、平面交差の箇所数を３箇所から２箇所へ変更しております。

続きまして、都市計画変更の手続の経緯について、ご説明いたします。

このたびの変更では、裾の割線に関する説明会を、昨年１０月２５日に柳井市役所で、開催しております。

その後、裾の割線の変更について、1名の方から公述の申し出がありましたので、公聴会を11月8日に開催しております。

公述の要旨とその対応については、お手元の議事資料②にまとめております。

公述の要旨と県の考え方をご説明する前に、田布路木橋や市道田布路木1号線、向地線などの位置関係についてご説明いたします。

スクリーン上、青色の一般国道188号線において、土穂石川を渡河する橋、茶色で示している箇所が田布路木橋で、スクリーン上、赤色と黄色を重ねて示しているのは、裾の割線から周東総合病院、柳井商工高等学校から一般国道188号へのアクセス道路となる市道田布路木1号線でございます。

その市道田布路木1号線と土穂石川の間辺りに位置する黄色で示しているのは向地線で、裾の割線については緑色で示しております。

次のページから公述の要旨と県の考え方をご説明しておりますので、議事資料①の9ページの図面をご覧になりながらお聞きくださいますよう、お願いいたします。

公述意見としては、裾の割線の計画に関する内容が2件、その他の内容が6件提出されました。

このうち、裾の割線の計画に関する内容として、「田布路木橋が架け替えられる場合、市道田布路木1号線の改良は必要なく、裾の割線と市道田布路木1号線との交差点は、都市計画決定の変更をする必要はない。」、「田布路木橋が撤去される場合、裾の割線と一般国道188号を接続する区間の向地線は当初計画どおり整備するべきであり、裾の割線と向地線との交差点は、都市計画決定の変更をする必要はない。」というものでした。

これらの公述意見に対する県の考え方としましては、「田布路木橋については、令和元年8月に開催した『第3回柳井・平生地域における道路整備に関する勉強会』において、架け替える方針となっていること。」、「市道田布路木1号線については、裾の割線から周東総合病院、一般国道188号から柳井商工高等学校へのアクセス道路であることから道路管理者である柳井市において、当路線の改良が必要であると判断されており、これを受け、裾の割線と市道田布路木1号線との交差点形状が変更されるため、都市計画決定の変更が必要であると考えている。」と、本市の考え方を反映した内容となっており、案の修正は行っておりません。

その他の公述意見につきましても、議事資料②にお示ししている県の考え方により、案の修正は行っておりません。

また、その他の公述意見の中には「向地線の計画に関する事」も含まれておりましたが、

向地線に関する内容につきましては、議案第２号でご説明いたします。

それでは、手続の経緯に戻ります。

案の縦覧については、縦覧する裾の割線の案に議事資料②の「柳井都市計画道路の変更の案に関する公述意見と県の対応」を添付した上で、令和４年１月７日から２１日までの２週間、実施しました。

縦覧者数は２名で、１通の意見書の提出がありました。

意見書の内容は「向地線の計画に関すること」が主であり、柳井市宛てにも同じ文書で意見書の提出がありましたので、意見書の対応については、議案第２号でご説明します。

また、山口県から柳井市へ令和４年１月２４日付けで変更内容に関する意見照会がありました。

このことを受け、本日開催の柳井市都市計画審議会における審議を得た上で、山口県へ回答することとしております。

その後、２月１７日に開催される、山口県都市計画審議会へ諮問される予定です。

以上で、議案第１号の説明を終わります。

続きまして、議案第２号の都市計画道路土穂石線及び向地線の廃止について、ご説明いたします。

土穂石線は柳井市古開作字西東條から柳井市古開作西土穂石に至る延長約４２０メートルの幹線街路で、当初決定は、昭和５８年に計画決定されております。

向地線は柳井市伊保庄字東田布路木から柳井市新庄字土穂石に至る延長１，４７０メートルの幹線街路で、当初決定は、昭和３３年に始まり、幾度か変更を経た後、令和２年に現在の計画決定に至っております。

議案第１号の中でも少し触れましたが、このたびの廃止については両路線とも、令和３年８月に当審議会へ報告の上、公表いたしました「柳井市都市計画道路見直し方針」に基づく廃止となっております。

まず、土穂石線についてご説明します。

土穂石線を現道がない区間と現道がある区間の２つの区間に分け、見直し方針の中で示した判定フローに沿って判定しますと、両区間ともに、ステップ１の上位・関連計画における位置付けは「無し」、ステップ２の将来交通需要についても「無し」、路線の必要性においては該当項目が２項目以下であったため「低い」という結果になりました。

その後にチェック 3 で、廃止による「将来交通量における周辺道路への分散影響」を確認した結果、最終的に全区間において「廃止候補」と判定されております。

続きまして、向地線について、ご説明いたします。

向地線につきましては、区間を 4 区間に分けて判定しております。

ステップ 1 では、全区間ともに上位・関連計画における位置付けは「無し」となっておりますが、ステップ 2 では、区間 1 6 - 1、つまり裾の割線から一般国道 1 8 8 号までの区間は将来交通需要「有り」となっております。

しかしながら、本市としましては、現道の田布路木 1 号線を整備する方針であり、区間 1 6 - 1 の代替路線となりえると判断しております。

最後にチェック 3 で、廃止による「将来交通量における周辺道路への分散影響」を確認した結果、最終的に「廃止候補」と判断されております。

残りの区間 1 6 - 2 から 1 6 - 4 までの区間については、ステップ 1 に続き、ステップ 2 の将来交通需要についても「無し」、路線の必要性においては該当項目が 2 項目以下であったため「低い」という結果になりました。

最後にチェック 3 で、廃止による「将来交通量における周辺道路への分散影響」を確認した結果、最終的に「廃止候補」と判定されており、全区間においても「廃止候補」と判定されております。

続きまして、向地線 1 6 - 1 の区間の代替路線となる市道田布路木 1 号線について、ご説明いたします。

向地線の西側に位置する、現道を有する市道田布路木 1 号線は周東総合病院前から柳井商工高等学校を結ぶ路線になります。

田布路木 1 号線を現道のまま活用するには、道路の線形が悪いことや、既存の家屋からの出入りができなくなるなどの問題があり、少なからず整備を必要とすることや、向地線と市道田布路木 1 号線の両路線を整備することは、裾の割線において交差点間隔が短くなり、バイパス機能の低下につながると考えられるため、アクセス道路の集約を検討した結果、本市としては、よりアクセス性に優れていると考えられる、市道田布路木 1 号線を整備する方針といたしました。

また、市道田布路木 1 号線においては、現在、予備設計を行っており、計画案が出来上がった時点で地元の方と協議を行い、整備方針を決定していくように考えております。

続きまして、都市計画決定事項の変更内容について、新旧対照表を用いて、ご説明いたし

ます。

土穂石線及び向地線ともに、全線廃止となるため「新」の欄は全て空欄となります。

続きまして、都市計画変更の経緯について、ご説明いたします。

このたびの変更では、土穂石線と向地線に関する説明会を、昨年１０月２５日に柳井市役所で、開催しております。

両路線ともに公述の申し出はありませんでしたが、山口県決定の裾の割線の変更において開催した公聴会で、向地線の計画に関する内容についても公述がありましたので、県の考え方についてご説明いたします。

なお、県の考え方については、本市の考え方との整合を図り整理し、お手元の議事資料②の２ページにまとめております。

公述意見のうち、向地線の計画に関する内容としては、「向地線の廃止について、住民への説明がなかった。」、「裾の割線と一般国道１８８号を接続する区間の向地線は、災害等により裾の割線が通行不能となった場合、迂回路として活用できることから、必要であると考え。」、「向地線は必要と考えるが、どのような考えで全線廃止としたのか。」というものでした。

これらの公述に対する県の考え方としましては、「向地線の廃止に関する住民への説明については、都市計画決定権者である柳井市において、まず「柳井市都市計画道路の見直し方針」を作成するに当たり、市民の意見を反映するため、令和３年７月８日から８月１０日までの期間中、パブリックコメントが実施されています。

次に、向地線の廃止について、広く市民に周知するため、９月１６日から２２日の期間中、説明動画が柳井のホームページに掲載されています。

さらに、１０月２５日に向地線廃止に関する都市計画説明会が開催されています。」

「裾の割線と一般国道１８８号を接続する区間の向地線については、都市計画決定権者である柳井市が「柳井市都市計画道路見直し方針」に基づき、当路線を評価した結果、整備する必要性が低いと判断され、廃止とする都市計画変更の進められています。」、「向地線の廃止理由については、都市計画決定権者である柳井市において縦覧中の「柳井市都市計画道路の変更に係る都市計画図書」では、「本路線については未整備となっており、都市計画決定後６３年の間に、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、交通機能を担う道路として本路線を整備する必要性は低下しています。」と示されています。」と、まとめられています。

それでは、手続の経緯に戻ります。

案の縦覧については、令和4年1月7日から21日までの2週間行い、縦覧者は2名で、1通の意見書の提出がありました。

この意見書につきましては、山口県に提出された意見書と同じ文書になります。

議事資料③として意見書の要旨と柳井市の考え方を、議事資料④として意見書の写しをお手元にお配りしております。

意見書の内容としましては、「向地線の全線廃止の判断は現有の向地線の区間の交通状況から判断したものであって、向地線16-1の区間は未着手の現況状況で判断され妥当性と信頼性に欠けています。」、「向地線16-1の区間が裾の割線と接続されれば交通需要は増え、災害時には裾の割線と一般国道188号との迂回路としても利用価値が高まります。」、「市道田布路木1号線で接続される周東総合病院前と柳井商工高校入口付近の交差点は向地線16-1が建設されなかったら、交通渋滞は緩和されない。」という3つの意見でした。

これらの意見書に対する柳井市の考え方としましては、「向地線の全線廃止は、「柳井市都市計画道路見直し方針」において、平成22年度道路交通センサスの調査結果を基に、全ての都市計画道路を整備した場合と廃止区間候補を除き都市計画道路を整備した場合の将来交通量を推計し、その結果により判断しています。」

続いて、お手元の議事資料①、29ページの図面をご覧くださいながらお聞きくださいますよう、お願いいたします。

「図面上側、全ての都市計画道路を整備した場合の向地線16-1の区間と、図面下側、廃止候補区間を除いた都市計画道路の整備に加え市道田布路木1号線を整備した場合の当市道の将来交通量は同程度となることから、向地線を全線廃止し、向地線16-1の区間の代替路線として、周東総合病院及び柳井商工高等学校へのアクセス性に優れ、災害時の迂回路としても利用可能である市道田布路木1号線を整備することとしています。」

続いて、お手元の議事資料①、30ページの図面をご覧くださいながらお聞きくださいますよう、お願いいたします。

「一般国道188号の周東総合病院前では、図面上側、平成27年度道路交通センサスの現況交通量と、図面下側、廃止候補区間を除き都市計画道路を整備した場合の将来交通量を比較すると、約1/3に減少することから、向地線16-1の区間を廃止した場合においても、周東総合病院前の交差点の渋滞は緩和されると判断しています。」

再度、お手元の議事資料①、29ページの図面をご覧ください。

「裾の割線の柳井商工高等学校入口付近では、図面上側、全ての都市計画道路を整備した場合の向地線 16-1 の区間と、図面下側、廃止候補区間を除いた都市計画道路の整備に加え市道田布路木 1 号線を整備した場合の当市道の将来交通量は同程度となることから、向地線 16-1 の区間を廃止した場合においても、柳井商工高等学校入口付近の交差点への影響はないと判断しています。」

ことから、向地線の全線廃止については支障なしと考えております。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました第 1 号議案及び第 2 号議案につきまして、ご質疑がありましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

(目山委員)

目山でございます。確認なのですが、1 号議案と 2 号議案で性格がちょっと違いますので。まず 1 号議案は県決定の都市計画に対して、柳井市都市計画審議会として、どこまで意見をまとめればいいのか、それで 2 号議案については、柳井市都市計画決定案件なので、この中でどのように審議してもいいのだと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

(都市計画・建築課長)

今回の議案につきましては、1 号議案は県決定でございますが、今回、柳井市決定である向地線及び田布路木 1 号線の交差点部分の変更に伴うもので、その変更に伴う部分について、区域の変更が伴いますので、その協議を行っていただければと思います。

(目山委員)

なかなか、すっきりしないところがありまして、それで確認しているのですが。見るとよく似たようなものになっているのですが。まず、私の中で整理してもいいですか。

188 号の柳井・平生バイパスの計画変更を、1 年前でしたか 2 年前でしたか、しておりますね。あのときに道路断面、横断でいうと幅員を狭くしたんですよ。幅員を狭くして、事業費が安くなるように、そして早く事業採択されるようにという意図なのだろうと思うけれど、あれをやりまして、都市計画変更を道路自体をした。今回は、市の 2 つの路線が廃止するのと、市道部分で交差点を接続するのという話で、そのあたりのところの都市計画変更をするために県決定の都市計画まで動かしていったという経緯で理解してよろしいでしょう

か。それで都市計画決定としたら、県決定の都市計画側に、柳井市の都市計画の変更と、それから柳井市が道路事業として市道事業として取り組んでいる路線の道路の接続に係る交差点の都市計画変更一。それが専門の人間として私言いますけど、非常に異例中の異例なことをやっている訳ですよ。都市計画変更で廃止にした路線の交差点の見直しはOKです。ですが、都市計画道路でないものを接続するために、都市計画をいじるということがなかなか難しい、理解しがたいところなので、個人的には、都市計画道路として市道田布路木線を作っておれば、何も問題はないのかなという気がする。それからあと、この2つの問題が1つの問題ではあるけれど、県の都市計画決定にはあまりかかわらなくて、市道の都市計画道路を廃止するのと、市道を都市計画道路につなげていくときの都市計画決定を県の側にお願いして動いたという事実関係なのですよ。そういう理解でよろしいでしょうか。

(下村会長)

事務局の方で、併せてお答えいただけたらと思います。

(都市計画・建築課長)

都市計画道路を定めるにあたっては、目指すべき都市像を実現するために、広域的な道路網との整合性はもとより、土地利用やほかの都市施設との十分な連携をもとに、都市計画道路網を形成し、都市の骨格となるよう配置することが望ましいとされております。今回の代替路として考えている市道田布路木1号線につきましては、柳井市マスタープランなどのまちづくりの根幹となる計画に位置付けられた道路ではないことから、都市計画道路として定めることはしておりません。

(目山委員)

これでやっと理解ができました。事前に送られてきた議案書だけではちょっとわからなかったもので、今日の説明、プラスこの話を聞いて、全体像がやっとわかってきました。ありがとうございました。

(下村会長)

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(目山委員)

この議事資料②の一番最初に出てくる説明の中で、第3回柳井・平生地域における道路整備に関する勉強会というのが、根拠資料として出てくるのですが、これはどういう扱いなのかを確認していただければありがたいと思います。といいますのが、道路網の整備に関する

オーソライズ機関としたら、いわゆる幹線協といわれる組織で交通量を定めたり、いろんな議論をしたりしていますが、多分これは地域内の道路の在り方ということで、柳井市と平生町とかが入って、やり取りしているのだと思いますが、勉強会というものが出している資料が、道路網の見直しに対する根拠資料に該当するのか、なりうるのか。これを説明で使われているということは県の見解だと思いますが、どのあたりまで、拘束力というか、説明力を持っているのかを、柳井市として認識している範囲で教えていただければと思います。拘束力があるならあるでいいですし、ないならないで使えないということになりますし、どんな感じなのでしょう。私の理解ではどういうものかわからないので質問しました。

(下村会長)

事務局の方から回答をよろしくお願いします。

(都市計画・建築課長)

今の質問に関しましては、以前、勉強会を行っております。これにつきましては、国はもとより、山口県、柳井市及び平生町にも参加していただいて、勉強会を行っております。こちらについては、いまの裾の割線、国道188号バイパスに関しまして、現道で整備を行うか、もしくは国道バイパスとして整備を行うかの検討を行った勉強会でございます。

(目山委員)

それで、もう1つ質問なのですけれど、そうしますと、この勉強会の資料は公開されていて、誰でも読める状態になっているのでしょうか。それであれば、説明力はあると思います。ただ、1点だけ、ご意見を申し上げますと、これを勉強会という形でやっているのはどうなんだろうなという感じがしました。といいますのは、幹線協というのは協議会ですから、関係機関で協議会を組んで、その協議会の結論を公表するという形になっていますけど、勉強会というものは、協議会には該当しないのですか。あるいはみなしの協議会なのです。そのあたりは、根拠資料としての説明力を見るときに、どうなんだろう。例えば、これが委員会であれば、委員さんたちがこういう立場で参加されているというのが分かるし、そういうものが公開されていれば、そこに基づいて、こういう風に回答されたと、すごく理解しやすいと思うんです。そのあたりが、勉強会という言葉が歩いているのが、すごく難しくしている原因じゃないでしょうか。関係機関が協議して約束事を決めるとか、あるいは共通の理解をそれによってしたとか、そういうものなのかどうなのかをお答えいただけたらと思います。

(下村会長)

ありがとうございました。事務局の方からご回答をお願いいたします。

(都市計画・建築課長)

今回の勉強会につきましては、先ほども申しましたように、国、県、関係市町で行っておりますが、事業として共通の認識を持たす部分もございますし、お互い、その路線の問題点の抽出ということも考えておりますし、こういった形で事業を行うかというのが、重要な協議の場であって、参加したものが共通認識を持ち、事業に対して深めるといった勉強会でございます。この勉強会につきましては、市のホームページで閲覧することが可能となっております。

(下村会長)

ほかにご意見がございましたら、挙手していただけますか。三島委員さん、どうぞ。

(三島委員)

細かいことは別として、この柳井・平生バイパスというのは長年の間の課題でありましたし、これが一応できる方向に向いた段階で、その方向に向かっていろんな勉強会とか委員会とか、あったと思いますし、基本的な考え方としては、私も一議員として、これが長年の課題であったし、できることについては大変良いことであるし、それを実現するための手続きを踏むためのさまざまな会合をされたという風に理解をしておりますので、特に問題はないと私は思います。だから、今回初めてなんですけど、事前に資料をいただいたときに、事前にファックスで質問を送れという初めての形になりましたけれど。やはり、柳井市民、平生町民の方々の悲願であったバイパスができるということが大元にあって、そのうえで、それを実現する方向に運んだ。1つの路線で2つの工事は絶対にないといわれていたのが、できるようになった訳ですから、その辺は前向きにとらえて、やるための手続きといたしますか、そういうことで、私も表を、柳井・平生バイパスができるまでの表がありましたが、2段飛ばし、3段飛ばしで、確か出来ていたと思います。それほど、国の方も付度をしていただいて、1日も早くこの道路を完成させたいと、そういう風な気持ちもよく分かりましたので、そういう風なことではないかなと思います。1日も早くこのバイパスについては作っていただきたいと、要望も含めて意見とさせていただきます。

(下村会長)

どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

特にご意見等ないようでしたら採決に入りたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

採決は、議案第1号と議案第2号について別々に行います。

それでは、議案第1号につきまして、ご承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。

議案は出席委員の過半数をもって決することになっておりますので、議案第1号は承認されました。

続きまして、議案第2号の採決を行います。議案第2号につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手でございます。

議案第2号は承認されました。

承認されました議案につきましては、市長宛てに速やかに答申することといたします。

それでは、感染症対策のための換気も兼ねて、5分程度休憩したいと思います。

委員の皆様は、3時30分には議事を再開したいと思います。ありがとうございました。いったん休憩です。

(5分間の換気兼休憩)

(下村会長)

それでは続いて、議案第3号と報告事項について、関連がありますので、議案第3号「柳井市立地適正化計画」について、及び、報告事項の「柳井都市広域圏 広域立地適正化に関する基本方針」について、一括して事務局から説明をお願いします。

(都市計画・建築課長)

柳井市立地適正化計画の議事にあたり、これまでの本市での作成状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配布しております資料で、右上に議事資料⑤と表記されたものをご覧ください。

この資料は、柳井市都市再生推進協議会資料の抜粋でございます。

なお、説明に当たっては、資料右下のページ番号に沿って行いたいと思います。

資料の 2 ページをご覧ください。

立地適正化計画の策定に当たっては、平成 30 年度に「柳井市都市再生推進協議会」を設置し、市民や関係団体の代表者、学識経験者など幅広い分野から、10 名の方に委員として参加いただいております。

また、委員以外にもオブザーバーとして、国土交通省及び山口県、それから、広域的な立地の適正化を検討するため、田布施町、平生町の方にも参加いただいております。

柳井市立地適正化計画につきましては、昨年 8 月の都市計画審議会にてそれまでの作成状況をご報告したところですが、その後も、柳井市都市再生推進協議会にて協議を重ねてまいりました。

協議会での協議状況につきましては、次の 3 ページに掲載しています。

柳井市都市再生推進協議会は、立地適正化計画の作成のため、平成 30 年度からこれまで 7 回開催し、各委員からご意見をいただいております。

スライドの上側、青枠で囲んでいる箇所は、昨年 8 月に本審議会でご報告した時点での、柳井市都市再生推進協議会の協議実績です。

第 1 回から第 5 回の協議会で、市の課題点や、これからのまちづくりの方向性、都市機能誘導区域や居住誘導区域、広域都市圏での立地適正化方針、などについて協議しています。

その下ですが、赤色の破線で囲んでいる箇所が、昨年 8 月の都市計画審議会開催後の、都市再生推進協議会での協議実績です。

昨年 10 月に開催した第 6 回協議会では、防災指針及び目標値等について、12 月に開催した第 7 回協議会では、第 6 回までの協議を踏まえた計画案を事務局にて作成し、その計画案に対しましてご協議いただき、協議会としてご承認をいただいたところでございます。

このように、立地適正化計画につきましては、3 年近くにわたり都市再生推進協議会にてご協議いただいて参ったものでございます。

今後の予定ですが、市としましては、計画案につきまして、本年 3 月末に完成、公表を目標としている所でございます。

完成までの進め方としましては、現在パブリックコメントを実施しているところであり、また、宅建協会など、関係する団体も含め、広く意見を募っている所でございます。

今後、パブリックコメントなどから頂くご意見や、都市計画審議会でのご意見など、様々な方面、分野からご意見をいただき、計画に反映させ、より煮詰めたものとしたいと考えて

おります。

続いて4ページをご覧ください。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めるものです。

本計画により目指すところとしましては、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」を設定し、公共交通との連携を図ることにより、コンパクトなまちづくりを進めていく上での方策を明らかにするものです。

居住誘導区域と都市機能誘導区域については、これまで審議会でもご説明いたしましたが、おさらいしますと、居住誘導区域は、生活サービスやコミュニティが、持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域で、都市機能誘導区域は、商業などの機能を集約して、これからも引き続きサービスを安定的に提供するための区域です。

資料の5ページに、それぞれの区域案を載せています。

後ほど、厚めの冊子を基にご説明いたしますが、先んじまして計画の核となりますそれぞれの区域案の概略をご説明します。

水色で表示された範囲が居住誘導区域の案ですが、この区域の設定にあたっては、公共交通へのアクセスといった生活利便性が確保されていること、医療や商業といった生活サービスが確保されていること、災害リスクが比較的低い区域が望ましいこと、などを念頭に範囲を設定しています。

市としましては、将来的に、ゆっくりと時間をかけて、各人がそれぞれのライフスタイルの節目で、この範囲にお住まいいただけるようにしたいと考えています。

次の6ページですが、赤色で表示された範囲が都市機能誘導区域の案です。

国の指針でも示されていますが、都市機能誘導区域が定められる場所として、鉄道駅に近く商業施設などが充実した区域であったり、公共交通のアクセス性が高い区域であったり、またその規模は徒歩や自転車で移動できる範囲と示されています。

このエリアに行政施設や大規模小売店舗を維持・集約して、引き続き生活サービスが提供されるよう、維持したいと考えております。

この都市機能誘導区域、居住誘導区域は、計画上大事な点ですので、前もってその概略について説明させていただきました。詳細につきましては、後ほど改めてご説明させていただきます。

続いて、7ページですが、柳井市立地適正化計画の構成につきましては、こちらのとおりで

す。

前段に、策定にあたっての背景や目的、計画の対象となる区域の範囲や目標年次を定めます。

2 番目に、本市の現状と課題について確認し、それに基づき立地適正化計画に対する基本的な方針を定めます。その方針に基づき、都市機能誘導区域、居住誘導区域及び誘導施設を設定します。この区域設定を効果的なものとするため、誘導施策及び防災指針を定め、最終的に目標とする数値を設定するものです。

それでは、計画案の内容につきましては、皆さまのご意見をお伺いしたいと思いますので、冊子をお手元をお願いします。

柳井市立地適正化計画（案）とあります厚めの冊子になりますが、これまで柳井市都市再生推進協議会にて協議いたしました内容につきまして、このとおり計画案という形で整理しております。

計画の構成につきましては、只今ご説明しましたとおりです。

それでは、第 1 章から順を追ってご説明致します。

まず、最初の頁に、計画作成の背景、目的について示しております。

人口減少、少子高齢化社会の進行による空き地、空き家の増加、低密度な市街地の拡大といったことが生活利便機能の低下をもたらすことから、コンパクトなまちづくりを進め、地域活力の維持、医療や商業などの都市機能の確保に向けて、持続可能なまちづくりを目指していくものとしております。

続く 2 ページには、立地適正化計画の概要を載せています。

おさらいになりますが、立地適正化計画では、居住を誘導し人口密度を維持していく居住誘導区域と、医療や商業といった生活サービスを誘導する都市機能誘導区域を設定するものです。

その他にも、誘導施設や防災指針などを定めることとされています。

また、柳井市では、お隣の田布施町や平生町とも商業圏、行政機能などで結びつきも強いので、1 市 2 町で連携して広域的な都市運営を目指すものとしております。

この点につきましては、後ほど別の資料でご説明致します。

3 ページには、本計画の位置づけを載せております。本計画の特徴として、先ほど申しました、広域的な都市運営を目指すことから、1 市 2 町の柳井広域都市圏で立地適正化の基本方針をまとめ、その基本方針に沿う形で立地適正化計画を定めるものとしています。目標年次

は、2040 年とします。

4 ページです。柳井市の立地適正化計画の対象範囲ですが、国の指針により都市計画区域がその対象とされていますので、都市計画区域ではない大畠地区を除いたエリアを対象とします。

5 ページからは柳井市の現状を数値やグラフでご紹介しています。

5 ページからは人口の推移を、7 ページからは商業施設や医療施設といった都市機能を持つ施設の立地を、10 ページからは公共交通の状況を、14 ページからは道路や公園、下水道といった都市施設の整備状況を紹介しています。

立地適正化制度は、人口減少に立脚した制度になりますので、計画目標年である 2040 年までの人口の将来見通しについて、19 ページ以降にお示ししています。2020 年に 30,799 人であった人口は、2040 年には 22,884 人まで減少する予測が示されています。

25 ページからは、人口減少による商業施設の撤退や、公共交通の維持、災害リスクといった、将来的に危惧される問題点について載せています。

そのまとめとして、都市構造上の課題点を 31 ページに整理しております。市街地の人口密度の維持や、都市機能の維持、公共交通の確保や、安心して暮らせる環境の確保が必要としています。

これらの諸課題に対して、どのようにまちづくり、立地適正化の観点から向き合うかですが、次の第 3 章都市づくりの基本方針から整理しています。

34 ページですが、方針を 3 つ定めています。

1 つは、都市機能を維持していくことを目指すものです。2 つ目は、快適な居住環境を形成していくことを目指すものです。3 つ目には、災害リスクのなるべく無い安全な生活空間を目指すものです。これら 3 つの方針を通じて、将来都市像に向けて、取り組むこととしています。

特に、立地適正化制度の面において、誘導区域の設定において、先ほどの課題点へ相対していきます。

36 ページからの第 4 章では、都市機能誘導区域と、誘導施設の設定についてです。

先ほどの 3 つの方針の一つ目に対応しますが、都市機能誘導区域は、公共施設や、医療・商業といった生活サービス施設などの都市機能を、都市の拠点に誘導し集約することで、サービスの効率的な提供が図られるようにするものです。

36 ページの下の方角で囲った箇所に、参考として国の指針を、37 ページにはフローを載せていますが、都市機能誘導区域についてはこのフローに基づき設定しています。

38 ページから 42 ページにかけて、都市機能誘導区域の設定について、どのような手順で進めたかをご紹介します。39 ページには、公共交通のアクセス性、40 ページには、医療や商業といった施設の集積状況、41 ページには、用途地域との整合性、といった点を勘案し、42 ページに候補地として、JR 柳井駅を中心とした 800m 圏域を、都市機能誘導区域の候補地としています。800m というのは、徒歩や自転車で容易に移動できる距離として国が参考にした距離です。

都市機能誘導区域としては、43 ページに載せていますが、柳井駅を中心に約 131ha のエリアを設定しています。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を、都市の生活拠点に誘導、集約することにより、これらのサービスの効果的な提供を図るものですので、都市機能がすでに一定程度集積しているエリアや、公共交通によるアクセス利便性が高いエリアを中心とした区域が検討対象として考えられます。

この考え方を踏まえまして、本市の都市機能誘導区域については、図の範囲に設定することを考えています。

具体的な理由として、

- ・柳井駅を中心に南北市街地が広がっており、現状で一定の生活サービス機能が既に集積、立地していること。
 - ・駅の北側市街地では、従来から商業・業務施設や文化・教育施設が多く立地しており、駅の南側の市街地では国道 188 号沿道を中心に大規模小売店舗などが立地していること。
 - ・徒歩や自転車等によりこれらの間が容易に移動できる範囲であること。
- などの理由により区域の案を設定しております。

また、誘導施設に関して、その設定の考え方を次の 44 ページからご説明しています。

誘導施設は、「都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設」とされており、各

自治体の人口構成や将来人口推計、施設の充足状況や配置等といった状況を踏まえ、柳井広域都市圏立地適正化方針も反映させて、当該区域に必要な施設を独自に設定します。

設定基準については 44 ページの下に載せていますが、市民の生活や経済活動に対して、高次のサービスを広域的に提供する都市拠点型の施設を中心に、誘導施設を定めます。

既に都市機能誘導区域の中に立地している施設については、利便性や利用頻度の高い施設を今後とも維持・継続すべき施設として定めます。

また、将来的なまちづくりの観点から、都市機能誘導区域内に立地することが望ましいとされる施設も定めます

この基準に基づき、45 ページのように誘導施設を定めたものでございます。

続いて、先ほどの 3 つ方針の 2 つ目に対応するものとして、次の第 5 章居住誘導区域で、その考え方と設定基準をご説明いたします。

47 ページの下に、線で囲んでいる箇所ですが、国の考えを載せています。
望まれる居住誘導区域として、公共交通へのアクセスといった、生活利便性が確保されていること、医療や商業といった生活サービスが確保されていること、災害リスクが比較的低い区域が望ましいこと、とされています。

こうした地域を居住誘導区域として設定するため、48 ページのフローのとおり進めました。

50 ページでは、都市機能誘導区域の中心である J R 柳井駅へのアクセス性を、51 ページで、柳井駅へ結ぶバス停へのアクセス性を、52 ページで、商業施設の徒歩圏域を、53 ページで、医療施設の徒歩圏域を、54 ページでは、下水道の整備区域を確認しています。

これら 5 項目について、該当する区域に各 1 ポイントを加算し、5 ポイント満点として、合計ポイントの高い区域を、利便性・快適性が比較的高い区域として捉え、居住誘導区域の基礎区域として考えます。

その基礎区域を 55 ページに示しています。赤色が満点の 5 ポイントを表示した区域で、黄色が 4 点の区域になります。これらの区域を利便性・快適性の高い基礎区域として考えます。

居住誘導区域には、住居に適さない区域や災害リスクの高い区域は除外しますので、こうした区域を外した居住誘導区域が 61 ページのものになります。

水色で表示された範囲が居住誘導区域ですが、この区域の設定にあたっては、先ほども触れましたとおり、

- ・都市機能誘導区域へのアクセスが比較的容易な区域であること、
- ・商業施設・医療施設といった生活に密着した施設へ徒歩で行ける区域であること、
- ・生活快適性の面から下水道が整備された区域であること、
- ・災害時に対して危険な区域でないこと

こういった事を総合的に勘案して調整しています。

居住誘導区域の案のエリアは約 208 ha で、柳井市の約 2 割の方がこのエリアにお住まいです。

立地適正化制度の柱である、都市機能誘導区域、居住誘導区域については以上のとおりです。

次に、この誘導区域にどのようにして人や施設を集めていくか、政策的に捉えた項目が、62 ページからとなります。

先ほどの基本方針ごとに、それぞれどのようにしていくかを示しております。

基本方針 1 の都市機能の維持・集積については、まず中心市街地の利便性の向上として、駅南北の都市計画道路の整備や、空き地などの利活用を進めるものとしています。

また、地域間交通ネットワーク確保として、地域公共交通網形成計画と連携するとともに、国道バイパスなどの幹線道路整備も進めていくものとしております。

63 ページ、基本方針 2 の、様々な世代が集まり、豊かに暮らせる居住環境づくりに対しては、高齢者や子育て世代が暮らしやすい環境整備として、交流の場の創出や、健康寿命延伸のための健康づくりについて、市として取り組むものです。

また、本市の居住誘導区域の特徴として、居住誘導区域と企業進出する区域が近接している点があります。臨海部の国道沿いの工業専用地域からほど近いエリアに居住誘導区域が設定されていますが、近年この工業専用地域に企業進出が相次いでいます。居住誘導区域と企業進出している区域が近接している環境を生かして、雇用の増加から、従業員とその家族が居住誘導区域への定住へと波及するよう目指します。

また、持続可能なまちづくりに向け、都市計画道路の効率的・効果的な整備や、適正かつ合理的な土地利用を図るため、適時適切な都市計画用途地域の見直しを行います。

64 ページ、基本方針 3 の、人口密度を高め、安全安心な生活空間づくりとして、防災まちづくりや水環境整備について取り組むものです。防災まちづくりについては、次の第 7 章防災指針で詳しくご説明します。

防災指針とは、「立地適正化計画における居住や都市機能の誘導に併せて、防災に関する機能の確保を図るための指針」とされています。居住誘導区域内の安全性を高め、区域の外側においても災害リスクをできる限り低減させる防災・減災対策を計画的に実施していくことを目標に、逃げ遅れゼロを目指して、指針で具体的な取組を位置付けています。

防災指針については、県内の他市では未作成なこともあり、他県のモデル都市での取組みを参考にしつつ、国土交通省からも助言をいただきながら作成したものになります。

その作成フローについては、67 ページのとおりです。

居住誘導区域周辺のハザード情報を確認し、指定緊急避難場所などの情報を踏まえ、防災上の課題点を抽出して、その課題点への対応方針を定めるものです。

68 ページから 83 ページには、各ハザード情報を整理しています。

83 ページをお願いします。こちらのまとめのとおり、居住誘導区域には含めない災害想定区域を定めています。レッドゾーンは含めません。浸水の災害想定では、イエローゾーンについては、浸水深 3 m 以上の区域や家屋倒壊等氾濫想定区域は含めないものとしております。

続いて 84 ページから 88 ページまでは、本市の都市情報として、指定緊急避難場所や要配慮者利用施設などについて整理しています。

これらの情報を重ね合わせ、抽出した課題点 5 つを 91 ページから 99 ページに整理しています。課題としては、浸水想定区域で避難所から離れている区域がある点や、避難時に氾濫のおそれがある川を超える地域がある点、浸水想定区域に要配慮者利用施設が存在する点、などについて、課題としています。

こういった課題点への取組み・施策について、100 ページから 103 ページにまとめています。ソフト、ハード、両面から対策を行うものとしています。そして、104 ページからの第 8 章では、計画の実現に向けた目標を決めています。

先ほどの基本方針の 1 つ目に、都市の魅力がありましたが、それに関する目標として、誘導施設の数を維持することを目標としています。人口減少が進む中、商業施設をはじめとした生活サービス機能をもった施設が維持されていくことは、都市の魅力や生活利便性に直接結びつくものなので、しっかり維持していきたいと考えております。

また、区域内外への移動の利便性の確保にも目を向け、路線バスなどの利用者数の目標も同程度で維持するよう、地域公共交通網形成計画と連動した目標としています。

基本方針 2 の居住環境に関する目標として、人口密度を高めることとしております。本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略も踏まえた目標値を定めています。

基本方針 3 の生活空間に関する目標としては、空き地・空き家の有効利用を図ることとしております。

次に、107 ページの届出制度についてです。立地適正化計画が運用されると、建築行為や開発行為などを行う場合に、事前に届出が必要になる場合があります。

108 ページ、109 ページに、居住誘導区域の内外、都市機能誘導区域の内外において、どういった場合で届出が必要になるかを記載しています。

続く 110 ページでは、手続きの流れをご説明しております。

最後の 114 ページには、立地適正化計画でよくある誤解について、ご紹介しています。

誤解の例の 1 つ目として、この市町村で定めた区域に機能を一極集中させるのでは、という点ですが、立地適正化計画では、柳井駅周辺などに都市機能を一極集中させるのではなく、周辺地域にも引き続き生活が維持できるように、ネットワーク型の都市構造を目指すものです。

2 つ目が、柳井市全ての住民を集めるのか、という点ですが、そんなことはなく、例えば農家の方が農村部に住むのは自然なことですし、全ての人をここに集めるというものでもございません。

3 つ目が、強制的に集められるのか、という点です。

区域への誘導は強制的に行うものではなく、結婚や子供の自立といったライフステージの節目の時機などで、区域内への移転をそれぞれで検討していただき、ゆっくりと時間をかけてまちの形をつくっていかうというものです。

区域の外に住んではいけないとか、行政サービスが受けられなくなるとか、そういうわけではありません。

こういった誤解をうけやすい点は、住民の皆さんにきちんと伝えられるようにしたいと思います。

以上が、大まかですが、柳井市立地適正化計画の案でございます。

続きまして、事前配布しております資料のうち、もう一つの冊子をお願いします。

こちらは、柳井都市広域圏のうち、柳井市、田布施町、平生町の1市2町における、広域立地適正化に関する基本方針案でございます。

1市2町が立地適正化計画を作成する際には、立地の適正化に関する広域的な考え方を共有し、計画に反映させるべく策定するもので、この基本方針に沿う形で、それぞれの市町で本計画を作成していくこととなります。

本市では、先ほどご説明しましたが立地適正化計画と並行して広域立地適正化に関する基本方針の策定に向けて進めてまいったところです。

田布施町・平生町につきましては、現段階で立地適正化計画の具体的な作成目標時期は決まっていないと伺っておりますが、今後、両町が立地適正化計画を策定することになれば、この広域立地適正化に関する基本方針に沿ったもので策定されることとなります。

広域的な立地適正化方針を作成するにあたりまして、県内には前例がなかったことから、新潟県の燕三条や、群馬県の館林での取組みも参考に、構成市町である田布施町、平生町はもとより、国や県の方からも助言を頂きながら、都市再生推進協議会で協議をいただいた内容を踏まえて、この度、基本方針案という形で取りまとめております。

それでは、ページごとに、その内容につきましてご説明いたします。

1 ページをお願いします。

策定の背景、目的ですが、先ほどの柳井市での現状と同様に、1市2町の本圏域において

も、人口減少による歳入の減少や担い手の不足、地域コミュニティの維持などが懸念されております。今後、本圏域では、どの市町でも都市運営が困難になる可能性がありますことから、これまでの広域行政としての連携、それから、通勤通学、買い物などの日常的なつながりを活かし、圏域が一体となって、効率的な都市運営を図っていくために、「柳井市・田布施町・平生町広域立地適正化に関する基本方針」を定めるものです。

次の2ページでは、この広域立地適正化の基本方針の位置づけを示しております。

この広域方針では、市町間の連携強化、それから機能分担を行い、効率的な都市運営を行うにあたっての共通認識として方針を示すものでありまして、1市2町がそれぞれの立地適正化計画を策定する際には、この基本方針を踏まえて策定することとなります。

次のページからは、広域都市圏の現状と課題について掲載しております。

3ページには上位計画である山口県都市計画基本方針、4ページには柳井広域都市圏の都市計画の方針、5ページ、6ページには、柳井、田布施、平生の総合計画、を簡単ではありますがご紹介しています。7ページには人口推計を、8ページには用途地域の指定状況を、9ページ、10ページには交通の状況を、11ページ、12ページには人口流動の状況を、13ページには広域行政サービスに関して、14ページから16ページには生活サービス施設の一覧を、ご紹介しております。

続く17ページには、現状における広域圏での課題としまして、急速な過疎化、高齢化の進展、高速道路などからのアクセス向上といった課題点を整理しています。

そういった課題点への広域立地適正化の面からのアプローチとして、18ページのとおり、基本理念を定めまして、本圏域の交流・連携の強化などにより、本圏域住民が住み良さを実感できる快適生活都市づくりを行うものとしております。

なお、広域立地適正化の基本方針の目標年は2040年としています。

22ページからの第4章では、広域的連携や調整が必要となる都市機能誘導区域、居住誘導区域の配置や、広域交通ネットワークの形成について、方針を定めるものとしています。

各市町が立地適正化計画を策定する際には、この方針を踏まえて、各市町それぞれで都市機能や居住の配置、広域交通ネットワークの形成などについて検討を行くこととなります。

なお、防災に対する指針については、各市町における避難計画等に基づきそれぞれの市町で定めるものとしております。

居住誘導区域については、24 ページで説明していますが、用途地域内を基に、日常生活に必要な都市機能や公共交通の利用が可能な地域のうち、各市町の人口密度や災害リスク等を踏まえて設定します。具体的な区域に関しては、各市町それぞれの立地適正化計画で設定します。

続いて 25 ページに都市機能誘導区域を記載しております。都市機能誘導区域は、原則、居住誘導区域の中に設定することとしておりますが、災害リスク等も踏まえつつ、具体的な区域については総合的に判断するものとしております。

26 ページには、誘導施設の設定方針に関して記載しておりまして、各市町の特性や実状に合わせてそれぞれ設定し、各市町の立地適正化計画に明示することとしております。

そのうち、広域的な機能を併せ持つ誘導施設については、1 市 2 町で検討、調整し、各市町の立地適正化計画において明示します。

国、県の行政施設や、大規模小売店舗など、既に今ある施設のうち、広域圏住民にとって特に影響のあるような広域的な誘導施設について、これからも立地するよう取り組んでいくものでもあります。

27 ページからの第 5 章では、各市町の役割や機能分担、広域交通ネットワークについて触れております。柳井市、田布施町、平生町それぞれの都市機能や交通事情を鑑み、広域幹線道路などの整備について取り組むものとしています。

最後の 29 ページには広域立地適正化方針の進行管理について定めています。各市町が立地適正化計画における各施策目標の達成状況などの検証を行い、必要に応じて施策や計画の見直しを行うのに合わせて、広域立地適正化方針についても各市町協議の上、見直しを行っていくものとしております。

以上が、柳井広域都市圏における広域立地適正化に関する基本方針でございます。

なお、立地適正化計画に係る今後の予定でございますが、柳井市の計画と、広域圏の基本方針ともに、冒頭で申しましたとおり、今年度末での完成・公表を目標としております。

今後の予定としましては、パブリックコメントでの意見などを踏まえまして、適時修正を加え、都市再生推進協議会の承認の後、3 月に市議会報告を行い、3 月末頃に公表する運び

としております。

立地適正化計画に関しましては、以上でございます。

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました件につきまして、ご質疑がありましたら、挙手の上よろしく願いいたします。はい、下村委員さん、どうぞ。

(下村委員)

下村でございます。よろしくお願いいたします。1点、誘導施策の基本方針について、質問させていただきたいと思います。口頭では少しご連絡をさせていただいているところですけど、まず前提なのですが、立地適正化計画の作成あるいは変更は、柳井市都市再生推進協議会の方が行う、あるいは協議をするという理解でよろしいでしょうか。

(都市計画・建築課長)

そのとおりでございます。

(下村委員)

資料がある方が質問も分かりやすいかなということで、私の方から2つお配りをさせていただいております。1つが、このカラーコピーのA4の物でございます。もう1つが、柳井市都市再生推進協議会、いま申し上げました立地適正化計画の作成にあたる会議の資料ということになります。

お配りをしておりますA4カラーの紙、これが昨年12月、2か月前の柳井市都市再生推進協議会で配付された立地適正化計画案で、いま皆さんのお手元にある紙と同じような形で、ページ数も全く同じ、内容もほぼ同じような物が2か月前に審議をされている。

その中で、1点、確認をさせていただきたかったのが、62ページ。いま、皆さんがお持ちの、この立地適正化計画案の62ページですけど、現在の物と2か月前の物を比べた時に、1つ変更点があるなど。

基本的にこの2つは先ほど申しましたようにほとんど同じ。「てにをは」であったり、少し修正が加えたりといったところかと思うのですが、基本方針の1、真ん中あたり、施策1中心市街地の利便性の向上、ここのその3点目、柳井商業高等学校跡地を活用し、図書館を中心とした複合的な機能を有する施設を整備します、ということが記載をされていると。で、これが私、どうしてかな、というのが単純な疑問でありまして、要は昨年12月17日の段階で開かれた都市再生推進協議会で配付された資料には図書館の話はどこにも出ていない。

柳商跡地の話というのも12月の資料にはどこにも出ていない。議事録にも一切出ていない。

例えば、その時に、図書館についてはどうしますか、記載しますか、じゃあ、記載しましょうというような形で協議が終了して、今回の資料の中に、この商業跡地の話が入っていると納得できたのですが、それが無い状況で、ある種、突然といいますか、この部分が出てきているということが、どういった経緯があるのかをまずお伺いしたい。ご承知のように、市民の皆さんの考えが二分されているところでもありますので、そのあたりの経緯を教えていただけたらと思います。

(都市計画・建築課長)

いまの下村委員さんのご質問ですが、都市再生推進協議会の中で、そのような多目的図書館という明記がなかったという意見なのですが、今回の計画につきましては、ほかにも加筆・修正しているところもございます。こちらにつきましては、国、県と協議を行いまして、この図書館につきましては、立地適正化計画に位置付けをされると様々な財政措置が受けられるということがございます。

この図書館につきましては、以前からの計画で、まち・ひと・しごと創生総合戦略や都市再生整備計画などの計画にも位置付けをされておりまして、改めて複合図書館を今回の計画に位置付けを行ったものでございます。位置付けをすることによって、先ほども申しましたとおり財政措置が受けられるということで、そういった国の支援制度を利用してやるためには、この計画に位置付ける必要がありましたので、位置付けを行っているところでございます。

実際のところ、立地適正化計画の策定にあたっては、期間的に厳しいところもございます。協議会の中でお諮りできないところもあったことについては、お詫び申し上げます。協議会に対する意見聴取については、12月の協議会終了後、計画案に変更を生じた箇所については、会長さんに一任することになっておりますので、会長さんに加筆・修正することの説明を行い、承認をいただいておりますのでございます。

(下村委員)

ありがとうございます。一点、関連なんですけれども、プラスして記載された、追加で明記したということでよろしいでしょうか。そうすると、一点確認させていただきたかったのですが、12月の資料の104、105、106ページの数値目標が複合図書館の記載がされている前とされている現在の物とで数値が同じになっている。つまり、複合図書館ができる効果によって、例えば、105ページの真ん中より下の方の、2040年の用途地域の人口が、図書館を計画に入れる前と後で同じになっている。何十億もかける事業ですので、こういったところにもいい影響があるべきかなと思っておりまして、そのあたりについてはどうお考えになっ

ているのかお聞かせください。

(市長)

私が、補足というか、丁寧に説明させていただきます。立地適正化計画で、より具体的にどこまで明記するかといったところはページ全体に、どこで書くかということもあろうかと思いますが、いま、ご指摘いただいた 62 ページについては、ここで新たな施策をやっていくんだということを柳井市として付け加えたというよりは、この立地適正化計画の中で明確にそれを記載することによって、先ほども説明させていただきましたが、国や県と調整をする中で、かなりの財源を、国土交通省所管の補助金を使って、この複合図書館の事業に充てることができる。したがって、ここに明記することが、その補助金を受ける前提になるということですので、この計画自体に追加したということは事実ですけれども、新たに計画していなかったものをこれから計画していくんだという位置付けのものではもちろんありませんので、将来推計云々は、また別次元の話だと思います。

ここに書いてないことも含めて、柳井市として総合的に事業を展開していくわけですが、あくまでも今回追加したのは、その補助事業を受けるための要件であるということが本年 1 月になって、いろいろな調整の中で明確になってきたというタイミングで、今回明記させていただいたので、逆に言うと、1 月 14 日からのパブリックコメントには何とか間に合って、こういう形になっているという、そういう事務的な作業を含めた背景があるというところを皆さまにはご理解いただけたらと思います。

(下村委員)

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。私とすると、やはり顕在化したのであれば、人口の数値なりを多少なりとも変更しないと違和感というか、もちろんすべて包含していましたというご説明であったと思いますが、それであると、いったい何がどういう風に影響して人口がいい形で適正化されていくのか、そういったところが、見え辛いのじゃないかと思って、ご質問させていただきました。ありがとうございました。

(下村会長)

ほかにご質問がありましたら。三島委員さん、どうぞ。

(三島委員)

先ほど、柳井広域都市圏の説明の 27 ページのあたりなんですけど、田布施、平生町といっしょに広域交通ネットワークを充実させ、とあるのですが、今の現実には、柳井市内だけでも路線バスを廃止をして、デマンド交通という風に切り替えをされている中で、どういう風に

これはやっていくのかという素朴な疑問と、もう1つは、人口の問題ですが、人口密度が維持されることで、効率的な生活・サービス等の維持・確保が期待されると、105ページには書いてあるのですが、物理的に、この表を見るとずっと人口はどんどん減っていつている訳ですが、このへんと整合性、この計画を立てて、増えるというのはなかなか厳しいかも知れませんが、だけど行政として、減るのをできるだけ減らないようにする努力というか、そういうことができるのかどうか、その辺の整合性はどうかと思うのですが。

(都市計画・建築課長)

地域交通のネットワークとしましては、平生町、田布施町、柳井市は隣接しておりまして、結びつきが強いと思います。実際のところ、公共交通については、利用者が減ってくれば廃止ということは考えられます。そういった将来的なことも踏まえまして、広域交通ネットワークを充実させるために、そのあたり、各市町で協議、検討を行っていく必要があると考えております。

また、人口の推計でも、人口は大きく減少していくという状況です。その辺も踏まえまして、人口減少がある一定レベルに維持できるような施策を今後も続けてまいりたいと思います。

(三島委員)

最後に、この計画をすると、例えば、交通網の整備とか、人口減に対する対策とか、国からの財政的な補助とかがあるかどうか伺いたいと思います。

(都市計画・建築課長)

立地適正化計画の中で、都市機能誘導区域に位置付けをしますと、国土交通省から補助金がございます、その補助金が充当されるようになります。

(三島委員)

出るというのは分かったのですが、どれぐらいでしょうか。

(都市計画・建築課長)

都市機能誘導区域で誘導施設に位置付けされますと、国の補助率としては2分の1、50%が補助金として充当されるようになります。

(三島委員)

ありがとうございました。

(下村会長)

どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

(建設部長)

先ほどの下村委員さんのご質問ですが、立地適正化計画案の 105 ページの方に、目標人口密度の設定ということで、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の推移と将来展望ということで入れておりますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略は複合図書館を含めた考え方でっておりますので、その数字を含めたものです。

みなさんのお手元の資料にはないのですが、12 月のときの立地適正化計画の案の時に、いまの立地適正化計画の 46 ページに当たろうかと思えますけれど、誘導施設の中に図書館という記述は書いてございます。これは複合的な図書館という書き方はしていないのですが、図書館は誘導施設として考えておりますので、もともと考え方が変わったとかそういうものではございません。先ほど、市長が申しましたように、この立地適正化計画の中に明記することによって、この計画を作ることによって、コンパクトに中心市街地にまとめるということだけでなく、それ以外にも色々と国から支援を受けられるということになりますので、明記させていただいたということです。

(下村委員)

ありがとうございます。

(下村会長)

岩田委員、どうぞ。

(岩田委員)

立地適正化計画の 28 ページ、空き地・空き家についてなんですが、スポンジ化していくということで、そこをどういう風に利活用するかということがあると思うのですが、柳井はなかなか車で入れないような狭いところに空き地とか空き家があったりして、持ち主がどうしようもないというところもあると思うのですが、そういったところにある空き地・空き家について、どういう風な考えをお持ちなのか伺います。

(下村会長)

事務局の方で、ご回答をよろしくお願いします。

(都市計画・建築課長)

居住誘導区域の中で、山根とか新天地については、古くからの市街地がありまして、なかなか接道が困難な土地もたくさんあるのは承知しております。この辺りは空き家が進んでいる地域で、市としては、そこにきちんと道を通して有効利用を図っていききたいところなのですが、財政事情としても制約のある中で、なかなか道路整備が進まない、そのため、建て替えなどが進まないというところもございます。一般的には、駅から離れていたとしても車が入るところに家を建てたいという需要が強いことも考えられますので、こうした制約のある中で、市外から移住促進対策との連携など、古い市街地も含めて居住誘導区域に住み続けてもらえるような手立てを今後とも検討していきたいと考えています。

(下村会長)

そのほかにご質問ございましたら。目山委員さん、どうぞ。

(目山委員)

43 ページを見ながら、なんとも絶妙な都市機能誘導区域の設定だなと思って、感心して眺めておりました。それで、ちょっと称賛をしたいと思います。難しいところを言いますと、文教地区と位置付けているところが、住居系の用途地域がかかっている所なんですよ。住居系の用途地域で容積率が 200%、建ぺい率が 60%なんですよ。そういうところに都市機能誘導なんて当てはまらんなと思いながら、よくよく調べてみて、いまスマホをいじりながら用途地域図と市街図を見ながら、ああここは学校しかないんだと思ってですね。そういう意味では、都市機能を文教地区で位置付けることで、上手い具合に柳井市の場合は解決しようとしているんだなと思って、感心いたしました、というか感動いたしました。

それから、中心商業地のところですけど、柳井は用途地域で商業地域指定のところだけが容積率 400%なんですよ。建ぺい率 80 で、容積率 400 ということは、ぱっと考えたら 5 階建てが目一杯建つ所なんですよ。だから、そういう意味でいくと、そういう所だけビルが建つように誘導していくように中心商業地で重ねているので、上手い具合に柳井の市街地の中で、集積を持たせる所とそうでない所のメリハリを考えているなど。

それで、もっとすごいなと思うのは、普通はいわゆる居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定するのが普通なので、私が見ている中では初めてなんじゃないかなと思うんですけど、この工業系の土地利用の掛かっている所、これ工業地域ですよ、そこは人を住ませるという前提じゃなくて、都市機能だけはここに誘導するから大規模商業施設という形で持ってきていらっしゃる。これは絶妙なやり方だなと思いながら、いまの柳井の課題だとか土地利用の状況を見ると、このやり方をするのはすごく理にかなっているなど。

しかも都市機能誘導区域を割合、小さく、コンパクトにしているのも、このやり方だと上

手くいくなど。

それでなんで一言申し上げると言ったかという、これを実現するためには、やっぱり道路網のですね、今回、廃止の決定もしましたが、そういう意味で道路網を上手い具合に見直して、人が入ってこれて、人が歩いて生活できる、あるいは都心の中で中心商業地の中を回遊できるとか、物理的にもそうですけど、ソフトとしてみなさんが生活できる、快適さを生み出すというのに期待を込めて、この計画が生きていくのを期待しております。素晴らしいと思います。以上です。

(下村会長)

行政の方からも一言、何かありませんか。いいですか。私はすごく嬉しく聴きましたけど。

(都市計画・建築課長)

ありがとうございます。この立地適正化計画は平成30年から着手しまして、なかなか進捗が難しかったような事業でございまして、今回、併せて都市計画道路の見直しも行っておりますので、その辺を含めてこの立地適正化計画と絡めまして、また今後、事業展開を行っていきたいと考えております。

(下村会長)

どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

(一同) なし

ないようでしたら、ただいま説明のありました案件につきまして、適当であると判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員挙手ということで、適当であるということで、当審議会の意見とさせていただきます。

本日の議事は以上でございしますが、その他委員の皆様から何かございますでしょうか。

(意見なし)

特にご意見がないようですので、以上で審議を終了とさせていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

(建設部長)

下村会長、どうもありがとうございました。また、皆さまにおかれましては、大変、お疲れ様でございました。

本審議会委員の任期は、冒頭に申し上げましたとおり、本年３月３１日となっております。事務局といたしましては、４月以降の審議会につきましても引き続き、皆さまにお願いしたいと考えておりますので、後日、改めてご連絡をさせていただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、柳井市都市計画審議会を終了いたします。皆さま、ありがとうございました。